



Osaka Gakuin University Repository

Title	国家間の租税競争についての一考察 －法人所得税最低税率の合意が底辺への競争に終止符を打つか A Research Note on Inter-Nation Tax Competition － Can Minimum Corporation Tax Rate Terminate a Race to the Bottom?
Author(s)	原田 誠 (Makoto Harada)
Citation	大阪学院大学 経済論集 (THE OSAKA GAKUIN REVIEW OF ECONOMICS), 第 34 巻第 1-2 号 : 29-44
Issue Date	2020.12.31
Resource Type	Note/ 研究ノート
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

国家間の租税競争についての一考察

－法人所得税最低税率の合意が底辺への競争に終止符を打つか

原 田 誠

要 旨

BEPS防止活動にかかる国際的な租税協調の一環として、OECD租税委員会は、国際的な最低法人所得税率を136ヵ国で15%とすることに合意した。これにより、法人所得税率の国際的な引き下げ競争に歯止めがかかるとの期待が高まっている。しかし、一方で、国家間の租税競争を生じさせないような法人税体系を長期的な観点で整備すべきとの意見もある。

ここでは、これら2つの見方を詳細に検討する。まず、国家間の法人税最低税率の合意によって法人所得税率引き下げ競争に終止符を打つことができるのか、その可能性を考察する。次いで、それができない場合に、代替的な法人税改革について、その方向性を探る。

本稿の構成は以下のとおりである。

- 1 はじめに
- 2 OECD租税委員会の二つの柱の提案
- 3 法人所得税の最低税率の合意
- 4 法人所得税率の底辺への競争
- 5 国家間の租税競争を生じさせないような法人税体系
- 6 おわりに

キーワード：租税競争、法人税最低税率、租税協調、底辺の競争

JEL分類番号：F38, F53, F68.

1 はじめに

経済協力開発機構租税委員会（以下、「OECD租税委員会」という）が、国際的な租税回避による税源浸食及び利潤移転BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）を防止する取組みを行い、その最終報告書が2015年9月に公表された。この取組み（以下、「BEPS防止活動」という）は、OECD加盟国だけでなく、G20加盟国も巻き込み、税務行政において前例のない国家間の協調を示す世界的活動となった。日本だけではなく世界各国の税務当局のBEPS防止活動に対する評価は高く、今後の国際課税の潮流はBEPS防止活動による報告書に沿って進み、国際的な租税回避に対して強力な防止策となると見られている。

そして、BEPS防止活動にかかる国際的な租税協調の一環として、OECD租税委員会は、国際的な最低法人所得税率を136カ国で15%とすることに合意した。このことにより、これまで「底辺への競争（Race to the Bottom）」とも呼ばれてきた、法人所得税率の引き下げ競争に歯止めがかかるものと考えられている。しかし、一方で、これは、その場しのぎの一時的な対策に過ぎず、国家間の租税競争を生じさせないような法人税体系を、長期的な目線で整備すべきであるという意見もある。そこで、国家間の法人税最低税率の合意が、底辺への競争に終止符を打つことができるのか、また、出来ない場合に、代替的な法人税改革の方向性があるのかを模索していきたい。

2 OECD租税委員会の二つの柱の提案

BEPS防止活動に関するOECD租税委員会とG20は、2021年10月8日に公表された『経済のデジタル化から派生する課題に対する、二つの柱（ピラー）による解決の提案に関する声明¹⁾』により、経済のデジタル化によって生じた課

1) OECD [2021] 参照。

税問題の解決の「包摂フレームワーク（Inclusive Framework）」を、次の二つの柱（ピラー）に基づくことに合意したので、その内容を見ていくこととする。

第一の柱：源泉地国において発生した課税所得を適切に配分するためのルールの見直し

一つ目の柱は、経済のグローバル化とデジタル化に伴う経済活動が課税上の課題に対応することを目的として、源泉地国において発生した課税所得を適切に配分するためのルールの見直しを行うことである。

国内所得の範囲を決定するルールをソース・ルール²⁾と呼んでいるが、現行の国際課税制度のソース・ルールの基本的枠組みは、源泉地国に能動的所得（active income）³⁾の課税権を与え、居住地国に受動的所得（passive income）⁴⁾の課税権を与えることにより二重課税を防止するものである。その起源は1920年代に遡ることとなる⁵⁾。国際商工会議所（International Chamber of Commerce）が国際的二重課税を防止することを目的とした二重課税問題委員会を設置したことから、国際連盟が国際税制会議（International Finance Conference）を召集してこの問題を連盟が扱うこととして、財政委員会が設置された。この財政委員会が、モデル租税条約を作成する役割を担うこととなった。

そして、国際的二重課税と租税回避の問題を実務的な側面から検討する財政

- 2) 現行の日本のソース・ルールに関する主要な規定は、所得税法161条と法人税法138条である。所得税法161条は、非居住者及び外国法人に対する国内源泉所得の範囲を規定し、法人税法138条は、外国法人が日本で法人税を課される範囲を規定する。
- 3) 能動的所得とは、実質的な事業活動から生じた所得、つまり法人課税の場合は事業所得を指し、個人課税の場合は、売上、手数料収入などの事業所得、及び、給与所得等を意味する。
- 4) 受動的所得とは、使用料（リース、レンタル、ライセンス料）、利子といった投資による運用益や知的財産権の提供のみで得られる対価など実質的な事業活動を伴わない所得を言う。
- 5) 鶴田 [2015]、Graetz [2001]、Deverux [2015] 等を参照。

専門家委員会（Committee of Technical Experts）、及び、経済学者により構成される経済学者委員会（Committee of Economic Experts）を組織した。1923年に経済学者委員会が公表した報告書に、前述の現行の国際課税制度のソース・ルール（源泉地国に能動的所得、居住地国に受動的所得の課税権を割り当てる）が提案された。この基準は、資本輸出国である先進国と資本輸入国である新興国との経済学者による妥協の産物であるとして「1920年代の妥協（1920s compromise）⁶⁾」と呼ばれることがある。

さらに、現行の国際課税には、このソース・ルールを適用する際に、「恒久的施設（PE）なければ課税なし⁷⁾」という原則的なルールが存在する。このような現行の国際課税のルールの下では、源泉地国の市場に支店や事務所といった恒久的施設が存在しなければ、電子商取引の実態があっても課税とならない。そのため、源泉地国に物理的な拠点がなければ、市場において利潤を獲得していても課税されないという問題が生じた。

この問題に対して、2021年10月8日のOECD租税委員会の包摂フレームワークでは、売上規模200億ユーロ（合意実施から7年後に100億ユーロに範囲を拡大する予定）で税引前利益率10%超の大規模な多国籍企業について、10%を超える超過利益の20%から30%を売上に応じて、源泉地国に分配することとした⁸⁾。その施行のため2022年に多国間租税条約を締結して、2023年から実施することが予定されている。それに伴い、2021年10月21日には、米国とイギリスやフランスなどの欧州諸国は、デジタル課税の多国間租税条約が発効するまでに欧州各国が独自のデジタルサービス税（DST）を止める代わりに、米国が

6) Devereux [2015:55] 参照。

7) 恒久的施設（PE）とは、支店や事務所などの事業活動の拠点となる物理的な施設を意味する。国際課税の原則においては、この恒久的施設が源泉地国に存在しない場合には、経済活動による事業所得が生じて、原則として課税しないことが共通のルールとなっている。

8) OECD [2021] 参照。

制裁関税の発動を取り下げるという妥協案にも合意した。

第二の柱：軽課税国への利潤移転に対する措置の導入

二つ目の柱は、軽課税国への利潤移転に対抗するため、法人所得税の最低税率を国際的に合意することである。多国籍企業の経済活動の拠点すべてについて、国際的に合意された最低税率を負担することにより、公平な競争条件を確保することがねらいである。所得合算ルール（Income Inclusion Rule）⁹⁾と軽課税支払ルール（Undertaxed Payment Rule）¹⁰⁾をグローバル税源浸食防止ルール（GloBE Rule）として定めることとした。この課税対象となるのは、年間総収入金額が、7.5億ユーロ以上の多国籍企業で、国別の実効税率が最低税率15%より低い場合に、最低税率と実行税率との差を、上乗せ税率として課税することとされる。2022年に賛同国が国内税法を改正し、2023年に実施予定としている¹¹⁾。

この二つ目の柱に基づく改革提案の一環として、次にOECD租税委員会の法人所得税最低税率への合意に関する動向を取り上げる。

3 法人所得税の最低税率の合意

OECD租税委員会は、BEPS防止活動の延長として、二つの柱に基づく解決を提案し、国際的な法人所得税の新たなルール作りを進めてきた。この第二の柱として、法人所得税の最低税率に関する国際的な合意があるので、その経緯と内容を見ていきたい。

-
- 9) 軽課税国に設立された子会社に帰属する所得について、親会社の所在する国において、最低税率まで上乗せして課税するルールである。
- 10) 軽課税国への支払を行っている子会社に対して、支払会社の所在する国で課税するルールである。
- 11) OECD [2021] 参照。

2021年1月に発足した米国のバイデン政権は、当初は国際的な法人税の最低税率を21%にする提案を行っていたが、アイルランドなどに反対の声があり、国際的な合意のために5月のOECD租税委員会において、米国財務省が当初目指すとされていた21%より低く、少なくとも15%とする妥協案を示したことで、主要7カ国（G7）が同調した¹²⁾。このG7の同調には、2020年に始まった新型コロナウイルスのパンデミックによって、各国が巨額の財政出動を行ったために、法人税の底辺への競争が税収減を招き、財源の確保が必要になったことが背景にあると考えられる。

さらに、アイルランド政府は、これまで法人最低税率を15%とするという、国際的な法人所得税の合意に賛同を留保してきていたが、2021年10月7日にこの合意に署名すると発表した。アイルランド政府は、国際合意の原案に、当初「少なくとも15%」という上限に幅のある表現が用いられていたが、合意に至る調整の段階で、「少なくとも」という表記が削除され、最低税率が明記されたことを賛同の理由に挙げた¹³⁾。このことにより、国際的に法人所得税の最低税率が15%超に設定されるという可能性は消えたと判断して、アイルランド政府が合意に踏み切ったものと考えられる。また、「年間売上高が7億5,000万ユーロ未満の企業には、このルールが適用されず、12.5%の税率の適用を維持できる確約も得た¹⁴⁾」との妥協案の提示も合意にむけた理由となったとも思われる。

このアイルランド政府の合意により、OECD租税委員会は、136カ国・地域において、2021年10月8日に経済のグローバル化及びデジタル課税に対応した、国際的な法人所得税の新たな枠組みとして、2023年から法人税の最低税率

12) 2021年5月30日、日本経済新聞朝刊より。

13) 2021年10月8日、日本経済新聞朝刊より、アイルランド政府は、2021年10月7日の発表で、「原案の『少なくとも』という表現の削除を確保した」と説明した。

14) 2021年10月8日、日本経済新聞朝刊より。

を15%とすることで合意した¹⁵⁾。この動きによって、法人税の引き下げ競争に歯止めをかけることが期待されている。

4 法人所得税率の底辺への競争

米国のイエレン財務長官は、国際的な最低税率の合意に関して、2021年4月5日に、「法人所得税率の30年に渡る『底辺への競争』が世界を協調へと結びつけた。政府は、十分な財政収入を確保し、優れた公共財に投資することで危機に対処し、すべての市民に公平に政府負担をさせるための安定的な租税体系を作る必要がある。国際的な最低税率を設けることによって、多国籍企業の課税において公平な課税を行うことで、更なる革新、成長と繁栄を促進することができる¹⁶⁾」と発言している。

しかし、当初の米国案の21%ではなく、15%で合意したことによって、法人所得税率の底辺への競争が、無くなるのだろうかということについては疑問が残る。

次の表1は、OECD諸国の法人所得税の法定税率の変遷を示している。

15) OECD ホームページ (<https://www.oecd.org/tax/beps/international-community-strikes-a-ground-breaking-tax-deal-for-the-digital-age.htm> アクセス日2021年10月10日) にて公表しているほか、日経新聞2021年10月9日朝刊にも掲載。

16) 米国財務省ホームページ (Remarks by Secretary of the Treasury Janet L. Yellen on International Priorities to The Chicago Council on Global Affairs. <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0101> アクセス日2021年10月12日)

表1 法人所得税の法定税率の変遷

(単位：%)

国	2001年	2006年	2011年	2016年	2021年	変化ポイント 2001年-2021年
オーストラリア	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	0.00
オーストリア	34.00	25.00	25.00	25.00	25.00	-9.00
ベルギー	40.17	35.97	33.99	33.99	25.00	-15.17
カナダ	40.48	33.93	27.70	26.70	26.15	-14.33
チリ	15.00	17.00	20.00	24.00	10.00	-5.00
コロンビア	35.00	38.50	33.00	40.00	31.00	-4.00
チェコスロバキア	31.00	24.00	19.00	19.00	19.00	-12.00
デンマーク	30.00	28.00	25.00	22.00	22.00	-8.00
エストニア	26.00	23.00	21.00	20.00	20.00	-6.00
フィンランド	29.00	26.00	26.00	20.00	20.00	-9.00
フランス	36.43	34.43	36.10	34.43	28.41	-8.02
ドイツ	38.26	38.41	29.55	29.82	29.94	-8.32
ギリシア	37.50	29.00	20.00	29.00	24.00	-13.50
ハンガリー	18.00	17.33	19.00	19.00	9.00	-9.00
アイスランド	30.00	18.00	20.00	20.00	20.00	-10.00
アイルランド	20.00	12.50	12.50	12.50	12.50	-7.50
イスラエル	36.00	31.00	24.00	25.00	23.00	-13.00
イタリア	40.25	37.25	31.40	31.29	27.81	-12.44
日本	40.87	39.54	39.54	29.97	29.74	-11.13
韓国	30.80	27.50	24.20	24.20	27.50	-3.30
リトアニア	24.00	19.00	15.00	15.00	15.00	-9.00
ラトビア	25.00	15.00	15.00	15.00	20.00	-5.00
ルクセンブルク	37.45	29.63	28.80	29.22	24.94	-12.51
メキシコ	35.00	29.00	30.00	30.00	30.00	-5.00
オランダ	35.00	29.60	25.00	25.00	25.00	-10.00
ニュージーランド	33.00	33.00	28.00	28.00	28.00	-5.00
ノルウェー	28.00	28.00	28.00	25.00	22.00	-6.00
ポーランド	28.00	19.00	19.00	19.00	19.00	-9.00
ポルトガル	35.20	27.50	28.50	29.50	31.50	-3.70
スロバキア共和国	29.00	19.00	19.00	22.00	21.00	-8.00
スロベニア	25.00	25.00	20.00	17.00	19.00	-6.00
スペイン	35.00	35.00	30.00	25.00	25.00	-10.00
スウェーデン	28.00	28.00	26.30	22.00	20.60	-7.40
スイス	24.70	21.33	21.17	21.15	19.70	-5.00
トルコ	33.00	20.00	20.00	20.00	20.00	-13.00
イギリス	30.00	30.00	26.00	20.00	19.00	-11.00
米国	39.27	39.30	39.19	38.92	25.75	-13.52
OECD平均	31.44	27.40	25.30	24.80	22.85	-8.59

(出所：OECD Stats, Table II.1. Statutory corporate income tax rate (oecd.org) の各年表から筆者作成。)

表1を見ると、2001年から2021年までの変化ポイントが、オーストラリアを除く全ての国でマイナスとなっており、法人所得税率が引下げられている状況が見て取れる。日本を見ると2001年の法定税率は40.87%であるが、2021年には29.74%となり、11.13ポイント引き下げられている。OECD諸国の変化ポイントの平均値が、8.59ポイント引き下げられていることから、平均よりも下げ幅が多いことが分かる。

個別に見ていくと、米国はトランプ政権の法人税減税政策により、2001年から2021年までの変化ポイントは、13.52ポイント引下げられているが、バイデン政権では、増税が見込まれている。米国以外では、ベルギー（15.17ポイント）、カナダ（14.33ポイント）、ギリシア（13.50ポイント）、トルコ（13.00ポイント）などが大幅に法定法人所得税率を引き下げた国である。OECD諸国のうち、法定法人所得税率が変わっていないのはオーストラリアだけで、他の国はすべて引き下げていることから、グローバル化の進展により、自国に外国直接投資を促し、企業の設立を誘致するために、法定法人所得税率を引き下げるといった底辺の競争が続いていることが分かる。

また、2021年で法定法人所得税率が低い国は、ハンガリー（9.00%）、チリ（10.00%）、アイルランド（12.50%）、リトアニア（15.00%）であり、最低法人所得税率15%の合意により、これらの国は、影響を受けることとなる。ただし、年間売上高が7億5,000万ユーロ未満の企業には、15%ルールが適用されず、12.5%の税率が適用できるなどの例外もあり、最低法人所得税率を15%に設定することにより、法人所得税率の引き下げ競争に終止符を打つことになるとは考えにくい。OECD諸国の平均法定所得税率が2021年で22.85%であることを考慮に入れると、底辺とまでは言わないが、15%までの法人所得税率の引き下げ競争は、今後も進むであろう。

最低法人所得税率の合意は、底辺への競争を終わらせるというよりは、タッ

クス・ハイブンを¹⁷⁾への利潤の移転を防止する役割が強いと考えられる。そして、最低法人所得税率の合意が行われたことは、国家間の租税協調への流れとして意義がある。

しかし、底辺への競争に終止符を打つためには、租税競争を起こさせないような法人税体系の改革が必要となると考えられる。

5 国家間の租税競争を生じさせないような法人税体系

BEPS防止活動は、ループホールを塞ぐ施策であり、実は根本的な問題を解決していないのではないかと批判がある。例えば、Devereux [2015] は、現行のOECDモデル租税条約型の国際課税の制度の下では、利潤配分に関する規定が、グローバル化が進展した経済状況の下では時代遅れになっており、国家間の租税競争を誘発し、法人所得税率の底辺への競争を助長する弊害を招くため、租税競争を生じさせないための抜本的な租税制度の改革が必要であると指摘する。

Devereux [2015] によれば、現行の国際課税制度のソース・ルールが整備された1920年代においては、能動的所得と受動的所得が明確に区分できていたが、現在ではIT技術の発達や、デジタル化、金融のグローバル化などにより経済状況が当時と大きく異なってきており、源泉地国課税と居住地国課税の区分が難しくなっているため、当時のソース・ルールが時代にそぐわなくなっている状況にある¹⁸⁾。そのような状況で、利潤が生じた場所を居住地・源泉

17) OECD [1998] は、タックス・ハイブンの定義として次の4項目を挙げている。

- ①実効税率がゼロあるいは名目的である。
- ②実効性のある情報交換が欠如している。
- ③税制、税務行政における透明性が欠如している。
- ④実質的な経済活動がない。

18) Devereux [2015:55] 参照。

地国の二区分のソース・ルールで判別するのが難しくなっており、その判別の困難さを利用した租税回避が行われることで、国家間の租税競争を助長してしまっている。そこで、国家間の租税競争を生じさせないような法人税体系の改革が必要となってくるのである。

原田 [2019] においては、国家間の租税競争の弊害を取り除く、安定的な国際課税制度のあり方として提案されている Avi-Yonah [2015] の多国間アプローチ、Tanzi [2016] による世界税務当局設立の提案、Devereux [2015] の三つの改革の提案を検討したが、ここでは、VAT型キャッシュフロー仕向地法人税の提案を取り上げたい。

VAT型キャッシュフロー仕向地法人税

Devereux [2015] は、第三者に対する売上の場所を基準として利潤の配分を行うという仕向地課税（destination-based tax）を、国家間の租税競争を生じさせない法人税体系として提案している¹⁹⁾。この提案は、法人税の利潤配分を、最も移動可能性の低い要素により行うべきであるという観点からなされている。すなわち、消費者の移動可能性は、多国籍企業の利潤を配分する他の基準（例えば、研究開発、製造、販売、マーケティング活動、財務等）に比べて低いため、第三者に対する売上の場所を利潤の配分基準とすることで、その移動可能性を少なくし、ひいては租税競争の発生を抑制しようという提案である。

このような仕向地課税を法人税に活用しようという提案は、最初に Bond and Devereux [2002] により行われ、その延長として、イギリス Institute for Fiscal Studies により公表された「マーリーズ・レビュー（Mirrlees [2011]）」の中で、Auerbach, Devereux, and Simpson [2011] により、VAT型仕向地キャッシュフロー法人税（VAT type destination-based corporate cash flow tax）の提案

19) Devereux [2015:79] 参照。

としてまとめられた²⁰⁾。

仕向地課税は、多くの場合、間接税において用いられ、付加価値税（VAT）が輸出を免税とし、輸入に課税することで消費者の位置する付加価値に課税するものであるのに対し、仕向地法人税は、直接税として付加価値ではなく利潤に課税するものである。VAT型仕向地キャッシュフロー法人税においては、表2の通り、海外で発生したキャッシュの流入・流出を考慮して課税標準を算出することとなる。そのため、VAT型仕向地キャッシュフロー法人税の課税標準は、付加価値税の課税標準から人件費を控除したものと同一になる。この場合、R（実物取引）ベースでは、財・サービス・固定資産の売上がキャッシュ流入となり、原材料の購入・人件費・固定資産購入がキャッシュ流出となる。Rベースでは、金融資産は課税標準に含まれていないが、R+Fベースでは、実物取引に金融取引も加わるので、Rベースの他に借入金増加・受取利息がキャッシュ流入に、借入金返済・支払利息がキャッシュ流出に加わるので（表1参照）、固定資産の購入（つまり投資）と借入による資金調達が中立的となるという利点がある。

表2 R、R+F、及び、Sベース

	Rベース	R+Fベース	Sベース
キャッシュ流入	財・サービス・固定資産の売上	財・サービス・固定資産の売上 借入金増加・受取利息	自己株式の取得・支払配当
キャッシュ流出	原材料の購入・人件費・固定資産購入	原材料の購入・人件費・固定資産購入 借入金返済・支払利息	新株発行・受取配当

（出所：Auerbach, Devereux, and Simpson [2011:842]）

Devereux [2015] は、経済学的な見地からこの提案により既存の租税制度

20) Auerbach, Devereux, and Simpson [2011:885] 参照。

の問題点を解決できると指摘する。消費者の位置する場所で課税されるため、投資の場所に影響されない。そして、最終消費者への売上により課税所得が決定されるから、グループ内の移転価格決定にも影響されない。さらに、消費者が高い法人所得税率に反応して移動することは考えられないため、税率を巡る競争も生じなくなるというのである²¹⁾。

一方で、その弊害を指摘する分析結果もある。例えば、土居〔2011〕は、VAT型仕向地キャッシュフロー法人税は、外国政府が課税しておらず、自国政府のみが課税する場合には、企業の国際的な立地選択に影響を与えないが、自国と外国がそれぞれに課税する状況下で、自国が資本輸出国である場合には、自国のVAT型仕向地キャッシュフロー法人税の税率が企業の国際的立地選択に影響を与えることを指摘した²²⁾。

このように、VAT型仕向地キャッシュフロー法人税は、国家間の租税競争を抑制するという観点からは望ましいが、多国籍企業の立地選択には歪みを生じさせる場合があるという欠点も指摘されており、実施に際しては更なる分析が必要となるであろう。

6 おわりに

国際的な最低法人所得税率の合意は、OECD諸国だけでなく、G20を含む136カ国という世界を巻き込んだ活動となり、租税に関して国際的に協調を行うという潮流の中で、画期的な進歩だといえる。しかし、米国財務省の当初案が21%であったにもかかわらず、賛同国に配慮して15%に落ち着いたことで、OECD諸国の法人所得税率との比較を見ると、15%を下回る国は少数なため、必ずしも租税競争に終止符を打つとまでは言えないのではないかと考えられ

21) Devereux〔2015:79〕参照。

22) 土居〔2011:144〕参照。

る。つまり、今後も15%を底辺とする租税競争が、引き続き繰り上げられるかもしれない。

この租税競争に終止符を打つためには、租税競争を生じさせないような長期的な法人税改革が必要と考えられる。現行の法人税体系では、国際課税の基本的枠組としてのソース・ルールが既に時代遅れとなっていること、それが原因で租税競争の問題が発生していることから、租税競争を生じさせないような抜本的な法人税改革をいかにして構築するかについて議論してきた。

その代替案として、Devereux [2015] の提案するVAT型仕向地キャッシュフロー法人税が、移動可能性の低い消費者の所在地を利潤配分の基準とするため、国家間の租税競争を抑制し、なおかつ実行可能性の高い改革案であると考えている。しかし、多国籍企業の国際的な立地選択に歪みを生じさせるという問題も指摘されており、今後、実施に際しては、国家間の租税競争を抑制するという長所を勘案したうえで、どの程度の弊害や問題が生じるのか、実証研究などの結果を待って比較考量することが必要となると考えられる。

【参考文献】

- Auerbach, A., Devereux, M. P., and Simpson, H. [2011] *Taxing Corporate Income*, in Mirrlees [2011] 837-893
- Avi-Yonah, R. S. [2015] *Advanced Introduction to International Tax Law*. Edward Elgar Publishing, Inc. Massachusetts, USA.
- Bond, S., and Devereux, M. P. [2002] *Cash Flow taxes in an Open economy*, CEPR Discussion Papers 3401
- Devereux M. P. [2015] Are We Heading toward a Corporate Tax Systems fit for the 21st Century? 『協働社会における財政』（財政研究第11巻）50-86
- Graetz, M. J. [2001] Taxing International Income: Inadequate Principles, Outdated Concepts, and unsatisfactory Policies, *Tax Law Review*, 54. 261-336
- Mirrlees, J. eds. [2011] *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University

Press, UK.

Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) [2021] *Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from The Digitalisation of the Economy*, OECD, Paris.

Tanzi, V. [2016] Lakes, Oceans, and Taxes: Why the World Needs a World Tax Authority, in Pogge, T. and Mehta, K. eds, *Global Tax Fairness*, Oxford University Press, UK. 251-264

鶴田廣巳 [2015] 「多国籍企業の時代と国際課税制度改革のゆくえ」『協働社会における財政』（財政研究）第11巻88-103

土居丈朗 [2011] 「仕向地法人課税の経済分析」『フィナンシャル・レビュー』（財務省財務総合研究所）102号128-144

原田誠 [2019] 「租税競争を生じさせない法人税改革－ポストBEPS防止活動の国際課税の方向性の模索－」『CUC Views & Vision』第45号49-55

A Research Note on Inter-Nation Tax Competition –Can Minimum Corporation Tax Rate Terminate a Race to the Bottom?

Makoto Harada

ABSTRACT

As part of international tax harmonization relevant to activities to prevent BEPS, OECD Committee on Fiscal Affairs agreed in principle to a global minimum corporate tax rate of 15% in 136 countries. While this agreement attempts to limit tax competition among the countries, establishment of a global corporate tax system might be needed in order to repress the tax competition thoroughly from a long-run perspective.

This paper discusses whether the countries can successfully avoid undercutting each other by the agreement or not, and considers the prospect of alternative global tax reform, if not.

The discussion is developed as follows:

- 1 Introduction
- 2 The two pillar approach by OECD Committee on Fiscal Affairs
- 3 The Global Minimum Tax
- 4 The race to the bottom in corporate taxation
- 5 A corporate tax system to control tax competition
- 6 Concluding remarks

Keywords : Tax Competition; Minimum Cooperation Tax Rate;
Tax Harmonization; Race to the Bottom.

JEL Classification Numbers : F38, F53, F68.